

弁護士 川窪 仁 様

~ '85. 4. 15 ~

松 下 昇

春だけ春のよき、た、気配がしつたが、独身内には春(15)の心は  
冷之冷之としています。昼と夜暗一日が多く、眠るにたがっています。

1月~2月の大阪高裁での争点(東言心裁の東京拘置所まで  
射程距離におく国選弁護人告知は前代未聞であり、感謝の配りです)  
をさらに特設していただいたこととして、大阪高裁の記録にもとづく弁護人  
の意見書がらを構想しました。同意していただき、大へんうれしく思っ  
ています。竹中さんとの連絡により、別紙のような原案を作成してあげ  
ました。代田引水が月立つ、気取った文章です。概中にも春の  
必死の心意気のような感じが感じ下されれば幸いです。

もちろん弁護人の文章として、すべし再構成して下さり、ごめんなさいです。  
原案の一部分にすぎませんが、知の気付けがたいと思っております。

(向達する期限を示すの記録はありますか?)

\* 提出は東京の小野弁護人経由にするか、直接送るかです。この  
が小野弁護人へ送られた方がよいか、と思っております。添付する公判記録  
が小野さんの手元にあり、提出時期の判断は可能だと思います。 (4月25日の前にはとどくように) (4月25日付記録を付す)

\* 提出文書のうつしと竹中さんへお送り下さいませませんか? その中で通じて  
おしえておきます。かりに意見書の提出の結果がどうであれ、2ヶ月を  
試すの過程をとおす。私の長期拘留を支える力の源泉に近づいてく  
るのを確信しています。

(4月~15日)

\* 池上先生にも、よろしくお伝え下さい。なお、公判調書の半読部分と  
最終結論のうつしと竹中さん経由で入手したいという私の希望を  
お伝え下さい。

(★この場合は、2月14日~21日 17~31時、61時  
2月21日~21日 8~11時が特に重要である旨、お伝え下さい)

105 東京  
都営  
神谷町総合法律事務所  
TEL. 03-431-8882  
目録 12



昭和六〇年(山)才五九号

被告人 松下昇

事件及び身柄に関する意見書

弁護人 川澄仁帥

(印)

弁護人は被告の被告人の大阪高等裁判所に於ける事件の弁護人として、その経験にもとづき、東京地方裁判所に於いても左記のように意見を表明するに付、  
不出頭の手続きであるが、この意見書によつて、被告人としての責任の一端は果し得たと考へる。  
其本格的な

昭和六〇年四月二十五日

東京地方裁判所才一ニ刑事部御中

記

一、松下被告人(以下、被告人と略す。)の身柄拘束

二月六日の起訴以降も左月以上になつて続いてい

るのは、<sup>本事件の</sup>四非名<sup>による</sup>連続事件との比較で考へると、<sup>本事件</sup>學

に長期にわたつてゐる。保釈請求が三回々も却下され

てきた理由、拘留期間更新の理由として上げられてい

る「証拠隠滅のおそれ」等は、<sup>本事件</sup>形式上のものであり、

実質的には、被告人と對裁判所斗争の学習者とみなし、

拘留によつて実刑と同じ効果を生ずようとしてゐる。

(二)あたり、もう少し、やせうなくかゝることもよいかもしれない。



はこいであらうか。

二、弁護人は、大阪高裁における別件の審理を通じて、  
被告人の人柄、思想、とりわけハル訴訟事実の  
形成過程等に於いて、被告人が決して  
の常習者などでは無いとの確信をもつに至った。

具体的には、ここに添付する前記事件  
調書（本年二月一日および二月二日）を参照して  
ただきたが、  
（一）被告人が昭和四九年四月一日に岡山地裁法廷で  
おこなったとされるハル訴訟執行妨害事件なるものは、当日  
拘束された者の代表として起訴されたにすぎず、行  
為とは同一内容であること。（再審請求中）

（二）前記のように代表として起訴されるに至る  
したのけ、昭和四七年二月一五日の神戸大学構内であ  
こしたとされるハル訴訟執行妨害事件（教職員に卵を投げ  
たとされる。）が被告人であったとされているが、この  
事件において行合とは同一内容であること。  
三、昭和五九年一月一七日に東京高裁法廷であこし  
たとされる事件が、監理官ハル訴訟下すに、裁判長  
による生。訴に至った理由の中心には、  
訴訟執行妨害事件の同一内容であるという情報とその  
入手した

ハル訴訟の推測と推測されるハル訴訟の  
検討する以上の推測にすぎず、  
ハル訴訟の成立したに  
又、その理由から推測したに  
ハル訴訟の成立したに

ハル訴訟の成立したに  
ハル訴訟の成立したに



山崎を待す、検査側への配慮等から

四、一人の事件として訴訟が提起されてくると、裁判所

としては、裁判所内で生じた事件であることから、重大

な事件として扱われ、身柄を釈放しにくくなるのは、理解

できないうでもない。しかし、添付の記録から一部は明らか

な事柄がある。山崎被告から見て、被告人からうけた

印象からは、東言の事件についても、被告人を待たして

かおこなわれざるなら、本件が、山崎被告の現場に於ける山崎被告の事件に於ける

見こみは、結果が、山崎被告の身柄を待たして生じた被告の不利差になる

場合にも、本件の審理担当者はその小と阻止するより、む

しろ被告に十人への防衛の権利を与えるべきであろう。

五、本件の被告人は、十数年前に生じた大学斗争に際し、

一貫して非暴力の思想を堅持し、山崎被告の思想が、山崎被告の思想である未とあこなるてきてあり、

外在的互反性、反社会的の行動とは無関係である。

訴訟行為においても、常に誠実に、根拠的に行なうて

きたことは、山崎被告の訴訟人がよく知っているところであり、被告人

の身柄を釈放した上で、十人への審理をつくらすことは、~~被告~~

裁判の原則から当然のことと信じている。

六、被告人は、本件の他に大昭高裁の刑事事件、京都地裁

の民事事件等の当事者であり、山崎被告の身柄を釈放によって初めて

可能な訴訟行為が山崎している。又、被告人の身体

の状況の悪化、家族の経済的困窮等の点から、一日

も早い身柄の釈放を希望する。

その他、必要に応じて意見書と補充して行く。

*(Handwritten signature)*

山崎の事件は本件とも密接な関連性をもつが